

令和4年（第8回）
加古川市農業委員会月次総会議案

とき 令和4年8月24日（水）午後1時30分
ところ 新館9階 191会議室

議案第86号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること		
議案第87号	農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について		
議案第88号	農地法第3条の3の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと		
議案第89号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと		
議案第90号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと		
議案第91号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと		
議案第92号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと		
議案第93号	農業用施設用地届出にかかる受理のこと		
議案第94号	非農地証明願承認のこと		
議案第95号	農地法第18条第6項の規定による通知等にかかる報告のこと		
議案第96号	許可（受理）の取消等について報告のこと		
議案第97号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと		
議案第98号	相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと		
議案第99号	農用地利用集積計画の決定について		
議案第100号	農業經營改善計画の認定について意見を求めること		
月次総会次回以降の開催予定	9月26日（月） 新館10階大会議室	現地調査 9月20日（火） (午前・西地区)	現地調査 10月19日（水） (午前・東地区)
		10月25日（火） 新館10階大会議室	(午後・西地区)

令和4年 第8回 月次総会審議参考資料

令和4年8月24日

加古川市農業委員会

■3条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第86号 第1番	議案第86号 第2番	議案第86号 第3番	議案第86号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		6km	1.5km	6km	0.5km
3. 下限面積(20a又は30a)≤申請面積+現耕 作地 法3-2⑤		2,220.00m ²	10,523.00m ²	2,220.00m ²	3,960.00m ²
4. 地域との調和要件 法3-2⑦	水利調整等の取組みに対する 阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化 に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する 阻害	無	無	無	無
5. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	水稻	畑作	水稻	水稻
	農業従事者	本人、妻	本人、母	本人、妻	本人、妻
	農業用倉庫	借用予定	有	借用予定	なし
	農機具	リース	所有	リース	所有、リース
	営農全体計画	稲作:1,607m ² 自家消費 畑作:613m ² 販売、自家消費 計2,220m ²	稲作:10,147m ² 販売、自家消費 畑作:376m ² 販売、自家消費 計10,523m ²	稲作:1,607m ² 自家消費 畑作:613m ² 販売、自家消費 計2,220m ²	稲作:3,200m ² 自家消費 畑作:760m ² 自家消費 計3,960m ²
6. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
7. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の常時従事				
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■3条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第86号 第5番	議案第86号 第6番	議案第86号 第7番	議案第86号 第8番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.5km	0.5km	2.4km	0.3km
3. 下限面積(20a又は30a)≤申請面積+現耕 作地 法3-2⑤		3,960.00m ²	3,960.00m ²	3,300.00m ²	7,802.00m ²
4. 地域との調和要件 法3-2⑦	水利調整等の取組みに対する 阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化 に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する 阻害	無	無	無	無
5. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	畑作	畑作
	農業従事者	本人、妻	本人、妻	本人、妻	本人、母
	農業用倉庫	なし	なし	有	有
	農機具	所有、リース	所有、リース	所有、リース	所有
	當農全体計画	稲作:3,200m ² 自家消費 畑作:760m ² 自家消費 計3,960m ²	稲作:3,200m ² 自家消費 畑作:760m ² 自家消費 計3,960m ²	稲作:2,554m ² 販売・自家消費 畑作:746m ² 計3,300m ²	稲作:5,216m ² 販売、自家消費 畑作:2,586m ² 販売、自家消費 計7,802m ²
6. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
7. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の常時従事				
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■4・5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第89号 第1番	議案第89号 第2番		
1 立地基準 農地区分 (該当事由)		3種農地 (住宅等が連たん)		
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②		原則許可		
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③／法5-2③		有 (残高証明書 添付)		
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③／法5-2③		該当なし		
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①／則57①		有 (事業計画により)		
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②／則57②		該当なし		
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③／則57③		該当なし		
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④／則57④		適正 (事業計画により)		
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤／則57⑤		該当なし		
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④／法5-2④		無 (現地調査 報告参考)		
3 その他特記すべきこと				

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■4・5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第90号 第1番	議案第90号 第2番	議案第90号 第3番	議案第90号 第4番
1 立地基準				
農地区分 (該当事由)	3種農地 (街区に占める宅地が40%超)	2種農地 (市街地から25m 農地集団規模 1.4ha)	2種農地 (市街地から25m 農地集団規模 2.0ha)	2種農地 (市街地から25m 農地集団規模 4.1ha)
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	原則許可	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な資力・信用 法4-6③／法5-2③	有 (融資証明書添付)	有 (残高証明書添付)	有 (残高証明書添付)	有 (残高証明書添付)
② 申請地につき転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 法4-6③／法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用途に供する見込み 則47①／則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他法令許認可の見込み 則47②／則57②	有 (都市計画法)	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する土地を利用できる見込み 則47③／則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的からみて適正か 則47④／則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤／則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支障がないこと (現地調査報告) 法4-6④／法5-2④	無 (現地調査報告参考)	無 (現地調査報告参考)	無 (現地調査報告参考)	無 (現地調査報告参考)
3 その他特記すべきこと				始末書添付

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■4・5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第90号 第5番	議案第90号 第6番		
1 立地基準				
農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から100m 農地集団規模 10.2ha)	2種農地 (市街地から30m 農地集団規模 0.6ha)		
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし		
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③／法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)		
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③／法5-2③	該当なし	該当なし		
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①／則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)		
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②／則57②	該当なし	該当なし		
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③／則57③	該当なし	該当なし		
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④／則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)		
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤／則57⑤	該当なし	該当なし		
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④／法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)		
3 その他特記すべきこと		疎明書添付		

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■農業用施設届出：議案審議資料「事務局審査結果」

	議案第93号 第1番	議案第93号 第2番			
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第13条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図 (200m ² 未満)	有	有			
2 土地の位置図	有	有			
3 農業振興地域農用地に含まれて いない証明又は農業用施設の 用に供される土地である証明	有	有			
4 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)			
5 土地の現況 (現地調査報告)	農業用倉庫	農業用倉庫			

■非農地証明:議案審議資料「事務局審査結果」

主な要件	議案第94号 第1番	議案第94号 第2番	議案第94号 第3番	議案第94号 第4番	議案第94号 第5番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主な要件	議案第94号 第6番				
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有				
2 土地の位置図	有				
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)				
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有				
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)				
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり				

【参考資料】農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項										
		1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行ふと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号	確認事項										
		11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番	20番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に牛すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと認められること。 ロ 法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の方がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていることただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号		確認事項									
		21番	22番	23番	24番	25番	26番	27番	28番	29番	30番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の金てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常に従事すると認められること。 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常に従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号	確認事項									
		31番	32番	33番	34番	35番	36番	37番	38番	39番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全でを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 法人における法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合は、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号		確認事項									
		41番	42番	43番	44番	45番	46番	47番	48番	49番	50番
第3項	1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号		確認事項									
		51番	52番	53番	54番	55番	56番	57番	58番	59番	60番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合は、当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地にについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号	確認事項							
		61番	62番	63番	64番	65番	66番	67番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふと認められること。	○	○	○	○	○	○	○
3	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○	○
4	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 イ 利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合には、当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地にについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○

号	確認事項		
		71番	72番
第3項	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—
3	法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—
	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権・賃借権、使用権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

(審議参考資料)

農業経営改善計画の認定について意見を求める

申請者		
目標とする営農類型		稲作
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	○
	販売単価等の向上	○
	生産量等の向上	○
	コスト等の削減	-
	その他改善	-
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R3)	
	5年後の目標	
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R3)	1,700時間
	5年後の目標	1,840時間
平均反収 (kg/10a)	品目	水稻
	現状(R3)	420
	5年後の目標	420
現状と目標・措置	生産方式の合理化	・労働力が不足しているため、大型機械の導入により作業の効率化を図り、作業受託面積及び作付面積を増やし、収入増を目指す。
	経営管理の合理化	・販売先は個人宅が多く、販路が限定されている。個人宅だけではなく、飲食店にも販売し、販路を拡大していく。 ・現在は手作業で帳簿を作成しているため、会計ソフトを導入し事務の効率化を図る。
	農業従事の態様等の改善	・繁忙期になると人手不足となるので、雇用により作業負担の軽減を図る。
	その他の農業経営の改善	・顧客は近隣の方が多いため、遠方に住む人にも購入してもらえるように、インターネットを通じて商品の情報を発信する。
経営の構成 (法人役員等)	現状(R3)	4人
	5年後の目標	4人
常時雇	現状(R3)	0人
	5年後の目標	0人
臨時雇(実人數)	現状(R3)	0人
	5年後の目標	2人
その他特記事項		-

(審議参考資料)

農業経営改善計画の認定について意見を求ること

申請者	株式会社 [REDACTED]	
目標とする営農類型	肉用牛(肥育 + 繁殖)	
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	-
	販売単価等の向上	○
	生産量等の向上	○
	コスト等の削減	○
	その他改善	○
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状	[REDACTED]
	5年後の目標	[REDACTED]
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状	1573時間
	5年後の目標	1280時間
現状と目標・措置	生産方式の合理化	・ビタミンコントロール、衛生管理の徹底、導入子牛の齊一化
	経営管理の合理化	・低コスト、省力化を図るため税理士と連携し、経営分析を行う。
	農業従事の態様等の改善	労働時間の短縮、休日制の導入のため、臨時雇用を検討する。
	その他の農業経営の改善	飼料代低減に向け、地域の耕種農家と連携し、稻わらやWCSの確保を充実させる。
経営の構成 (法人役員等)	現状	3人
	5年後の目標	3人
常時雇	現状	2人
	5年後の目標	2人
臨時雇(実人数)	現状	0人
	5年後の目標	1人
その他特記事項		-